

山口県報

平成21年
4月1日
(水曜日)

目 次

規則
山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則(厚政課)……………一



山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十一号

山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県介護福祉士修学資金貸付規則(平成五年山口県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(新たな貸付けの決定の停止)

4 第二条、第三条及び第五条の規定にかかわらず、知事は、平成二十一年四月一日以後は、新たな修学資金の貸付けの決定を行わないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十一年四月一日
発行

発行所

山口県知事
庁